

みんなが主役

～よりよいまちづくりを目指して～



真庭市協働のまちづくり推進指針

真庭市

はじめに

わたしたちの真庭市は、9カ町村の合併により、平成17年3月31日に誕生した人口51,782人（平成17年国勢調査）の新しい市です。

中国山地のほぼ中央に位置し、古くから出雲街道、大山道が貫くなど、山陽・山陰の交通の要衝として、固有の歴史や文化を育んできました。中国・米子・岡山自動車道が整備され、5カ所のインターチェンジを有するなど、現在も交通の要衝として、人と文化と産業の交流拠点となっています。また、豊かな自然に囲まれた真庭市は、都市とは異なった魅力を持つ地域であります。

しかし、市を取り巻く社会情勢は、めまぐるしく変化し、さまざまな課題が山積しております。そのような情勢で、この地域に住む人が誇りを持って暮らし、訪れる人にとって魅力あふれる地域にするためには、一人ひとりがどうすれば良いかを考え、市民と行政が責任と役割を分担しながら、課題を克服していく「協働のまちづくり」を進めていかなければなりません。

真庭市総合計画に基づき、市民と行政との連携・協働による一体感のあるまちづくりを目指して、市民、市職員によって構成された「真庭市協働のまちづくり研究会」を立ち上げ、約1年間にわたり、「真庭市協働のまちづくり推進指針」策定に向けて議論を尽くし、協議を重ねていただき、指針が完成しました。

この指針をより所として、市民の自主的な行動のもとに、市民と行政がパートナーとして、協働によるまちづくりを進めていくことで、多様な公共サービスが提供できる豊かなまちにしていきたいと思います。

目次

第1章 指針策定の背景と目的

1. なぜ協働のまちづくりか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 何のための指針か・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 「みんなで築くまちづくり」の実現
 - (2) 指針のポイント

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

1. 協働のまちづくりの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 協働とは
 - (2) 協働のまちづくりの理念
 - (3) 協働の領域（範囲）
2. 協働のまちづくりの基本原則と方法・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 協働の基本原則
 - (2) 協働の方法
 - (3) 協働の類型について

第3章 協働のまちづくりの現状

1. 市民の市政参画や協働への意識・・・・・・・・・・ 10
2. 協働の担い手の現状と課題・・・・・・・・・・ 11
 - (1) テーマ（目的）型組織の現状と課題
 - (2) 地域型組織の現状と課題
3. 協働の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 真庭市の協働の事例について
 - (2) 真庭市の事例（イベント）の中から紹介
 - (3) 先進地の事例から紹介

第4章 協働のまちづくり推進のための柱

1. 協働のまちづくり推進のための5本柱・・・・・・・・ 20
 - (1) 市民活動の活性化
 - (2) 住民自治の促進
 - (3) 市民と行政のコミュニケーションの促進

- (4) 協働を推進するための市の体制づくり
- (5) 協働を実践する場づくり

第5章 協働を実践していくために

- 1. 協働のまちづくりを推進するための施策・・・・・・・・・・ 22
- 2. 協働のモデル事業（案）・・・・・・・・・・ 25
- 3. 協働のまちづくりでの個々の役割・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 市民の役割
 - (2) 自治会の役割
 - (3) 地域自主組織の役割
 - (4) 市民活動団体の役割
 - (5) 企業などの役割
 - (6) 中間支援組織の役割
 - (7) 行政の果たすべき役割
- 4. 協働の効果・・・・・・・・・・ 28
- 5. 中間支援組織を核とした連携・協働・・・・・・・・・・ 29
- 6. 協働のまちづくり推進のためのサイクル・・・・・・・・・・ 30

第6章 住民自治への枠組みづくり（補足）

- 1. 地域の自主・自立を図るための「地域自主組織」づくり・・・・・・・・ 31
- 2. 地域と行政との連携による地域づくり・・・・・・・・・・ 33
- 3. 地域の課題解決に向けた取り組み・・・・・・・・・・ 34

第1章 指針策定の背景と目的

1. なぜ協働のまちづくりか

かつての地域社会には、「助け合い」や「お互いさま」という精神があり、地域のことは地域が行い、「^ゆ結い」と呼ばれる共同作業を通して、みんなで助け合って生きてきました。

ところが、近年では都会並みに隣人の顔も知らない、あいさつも交わすことがないなど「コミュニティの希薄化」が見られるようになってきました。

それとともに、住民や地域が主体的に担ってきたまちづくりの仕組みが失われ、行政主体のまちづくりが中心となり、住民の行政への依存度が高くなってきました。

しかし、住民ニーズの多様化、専門化、複雑化が進む中で、行政の提供できる一定水準（公平・平等・画一的）の公共サービスでは解決できない課題や問題が発生し、行政だけが提供する公共サービスには限界が見え始めています。

さらに 地方分権が進む中で、地方公共団体は的確な判断と責任を求められ、少子高齢化、人口減少時代への対応にも迫られています。

そうした社会的な背景から、公共サービスの担い手は行政だけではなく、新しい公共サービスの担い手として、専門的な知識を持ち、住民のニーズに応えてサービスを提供することができる NPO（下記参照）が注目されています。

社会的な課題やニーズに対応していくための仕組みとして、行政主体のまちづくりから、多くの 市民と行政との協働により課題解決を図る「協働のまちづくり」への変化が求められています。

印には、用語の解説があります。

NPOってなあに？

民間非営利組織（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。私的利益を上げることが目的ではなく、福祉や環境、災害復旧などの幅広い分野で社会的課題の解決や公益実現のために活動する組織。このうち特定非営利活動促進法（通称NPO法）に基づき、行政庁が認証した団体をNPO法人と呼んでいます。広い意味では、自治会などの地縁による組織も民間非営利組織といえます。

2 . 何のための指針か

(1) 「みんなで築くまちづくり」の実現

真庭市総合計画の基本構想に6つの基本的な方向を定めており、その1つに「みんなで築くまちづくり」を位置づけています。さらに基本計画では、「住民主体・住民参加のまちづくりの推進」を掲げ、市民と行政との連携・協働による一体感のあるまちづくりを目指すこととしています。

真庭市総合計画にある「住民主体・住民参加によるまちづくり」を実現していくために、協働という手法を理解し、活用していこうと「協働のまちづくり推進指針」を策定しました。

指針では、市民と行政がお互いの信頼関係を基本に、それぞれの役割を認識し合い、魅力と活力にあふれた住みよいまちを実現するため、「協働」の考え方や推進の手法を示しています。

(2) 指針のポイント

「協働のまちづくりへの理解を図る」

「協働のまちづくりの基本的なルールや方法を示す」

「協働のまちづくりの担い手の現状や課題の共有を図る」

「協働のまちづくりを具体的に進める施策を示す」

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

1. 協働のまちづくりの考え方

(1) 協働とは

行政とNPOのように異なる行動原理を持った主体がそれぞれの能力を持ち寄り、ある課題解決など共通の目的に向かって対等な立場（パートナー）で、協力して智慧を出し合うことです。お互いが持っている資源を出し合って、効率的、効果的にまちづくりを進めることで、1たす1が3にも4にもなるような相乗効果を生み出す仕組みです。

つまり、協働で取り組むためには、NPOなどと行政がお互いに得意とする能力を出し合い、それぞれに利益や効果を得られるものでなければなりません。

(2) 協働のまちづくりの理念

「協働のまちづくり」は、NPOなどと行政がお互いの立場を認め、尊重しながら、対等の立場で協力し、お互いができることを担い、支え合う相互扶助の精神が大切な要素となっています。

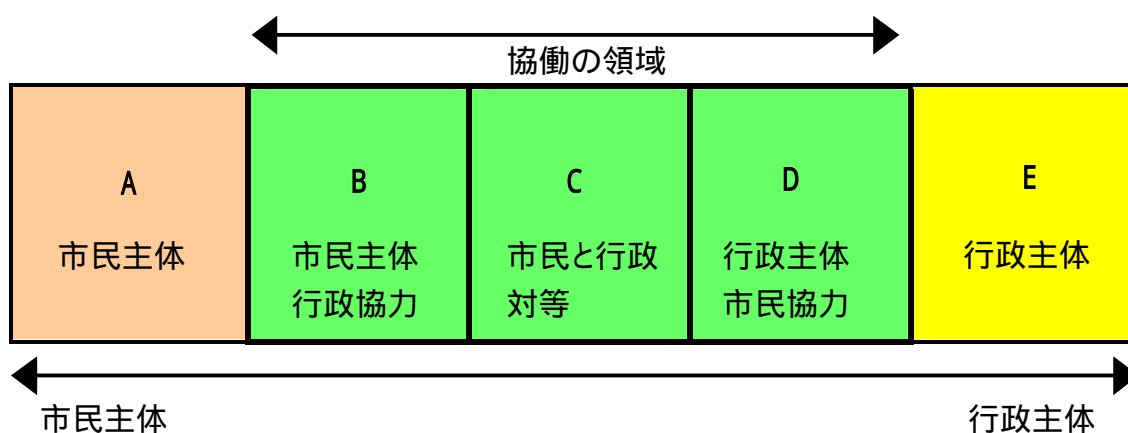
市民が、市の事業などに単に参加すれば協働というのではなく、NPOなどの自主性や自発性により、行政と共に公共サービスを担う対等のパートナーであることが前提となります。いわば行政依存型社会から市民自立型の社会への移行が必要なのです。

(3) 協働の領域(範囲)

市民と行政が協働していく場合には、単に 参画や協働をすればよいのではなく、行政がやるべきこと、市民がやるべきこと、協働の目的や、役割分担を明確にすることも必要です。

協働のまちづくりには、行政が主体になるもの、行政が主体となって、市民に協力を求めるものと、行政と市民それぞれが対等な立場で行うもの、市民が主体で、行政が協力していくもの、市民が主体になるものなどが考えられます。

市民と行政の領域概念図



市民の領域

A：市民自らが主体的に行う領域

協働の領域

B：市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域

C：市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域

D：市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域

行政の領域

E：行政が主体で行う領域（内容によっては民営化や協働も可能）

2 . 協働のまちづくりの基本原則と方法

いろいろな市民ニーズに応えたり、地域課題を解決していったりするために、市民と行政が対等なパートナーとして、協働で取り組む場合の基本原則や、協働の方法を参考に示します。

(1) 協働の基本原則

市民と行政が協働するにあたっては、次の基本原則を尊重して進めていきます。

・対等の原則（今までの行政の仕事の下請けではないこと）

協働で事業を行うためには、双方が対等の関係であることが原則となります。パートナーとして、対等な立場で協議し、信頼と協力関係を築きながら協働を進めていかなければなりません。

・自主性の原則

市民活動が自主的に行われることを尊重し、NPOの持つ長所や意思を尊重することが大切になります。

・自立(自律)性の原則

依存や、なれ合いの関係ではなく、双方が常に自立（自律）した存在として適度な緊張感のある中で、役割分担や責任感を持って事業を行うことが必要です。

・相互理解の原則

相手の立場や、長所や短所を理解し、お互いが苦手とする所を補い合うことで、より実りのある事業を行うことができます。

・目的共有の原則

「今、なぜ、この課題を解決しなければならないのか、そのために何をやらなければならないのか、いつまでに、どこまでやるか」といった目的や目標の明確化と共有が必要です。

・情報共有の原則

事業を実施する上で、必要な情報を収集し、お互いに情報を共有することで、事業内容に反映させることが大切です。

・情報公開の原則

協働を行う両者の関係が、第三者からもよく分かる開かれたものでなければなりません。だれでも事業の中身を見ることができ、透明性の高い事業を行うことで、理解や協力も得られ、大きな成果をあげることができます。

・事業評価の原則

協働で行った事業内容について、きちんと事業評価をすることで、改善点などが明確になり、次のステップにつなげることができます。

(2) 協働の方法

実際に協働で事業を行う場合には、いろいろな方法があります。直接的に公金支出を伴うもの、伴わないものがありますが、協働の基本原則のもとに、状況に応じて下記の方法で実施していく必要があります。

・委託

本来は行政が行うべき事業ですが、他の団体の特性や能力を活かすことにより、行政を上回る専門性、効率性などを活かして事業目的を達成することです。

・補助・助成

先駆的な取り組みであるがために、行政が取り組むべきものかそうでないものかの合意が不十分な領域。公共性が高い活動をする団体に対して、補助をすることで社会的な課題を解決していくことです。自主性を尊重し、自立化を促すような配慮が必要です。

・共催

行政とNPOなどが共同して事業を行うことです。実行委員会や協議会などを立ち上げて事業を行う場合もあります。あるいは、どちらか一方が主体になり、もう一方が協力する場合もあります。

・後援

NPOなどが事業を行う際に、行政の後援を受けて行うことです。場所の提供、広報活動、物質的支援を伴うこともあります。ほとんどが行政などの名義を使用することで信頼性を高めるために行うことが一般的です。

・公共施設使用

社会的な課題解決に向けた取り組みなどを行う団体に、会議や作業の場を提供することです。

・情報提供・相談・助言

市民活動や、協働で事業を実施する場合に、必要な情報の提供あるいは共有や、相談・助言を行うことです。

(3) 協働の類型について

連携事業型

市民と行政が、それぞれの事業を自分の責任で行いながら、共通の目標に向けて連携します。責任の所在は、お互いにあります。

- 1) 協働の方法：補助、助成など
- 2) 具体例

高齢者支援

地域住民が、その地域に居住する高齢者の健康づくりや、ふれあいの場づくり、世代間交流の場を提供している事業に対して、行政が助成などの支援をしています。

市事業への参入型

市事業の一定部分をNPOなどが担うことを意味します。責任の所在は、市にあります。

- 1) 協働の方法：委託など
- 2) 具体例

子育て支援

0歳児から3歳児の乳幼児と親同士の交流を目的とした子育て支援事業。子育てで悩む親をNPO法人と行政が協働により支援しています。

放課後、家に親がいない小学校低学年児童のための学童保育事業。小学校PTAの保護者などが中心となった組織と、行政が協働により実施しています。

共同事業型

1つの事業を市民と行政が一緒に行い、責任を分担します。

- 1) 協働の方法：共催など
- 2) 具体例

イベント・事業など

勝山のお雛まつり、北房コスモス街道整備、美甘夏祭り、中和ふるさと祭り、エスパス野外ライブ、おちあい夢まつり、蒜山高原マラソン全国大会などを市民と行政とで実行委員会などを立ち上げて、協働で実施しています。

側面支援型

市民が事業を行う際に、行政の側面的支援を受けて行うことです。場所の提供、広報活動、物質的支援などを伴うこともあります。責任の所在は市民側にあります。(ただし、市の事業にNPOなどが後援するケースもあります)

1) 協働の方法：後援など

2) 具体例

各地区のイベントなど

無火災まちづくり駅伝大会、はんざき祭り、北房ぶり市、ホタルまつり in 北房などを地区住民が主体となり、行政が側面的支援を行っています。

第3章 協働のまちづくりの現状

1. 市民の市政参画や協働への意識

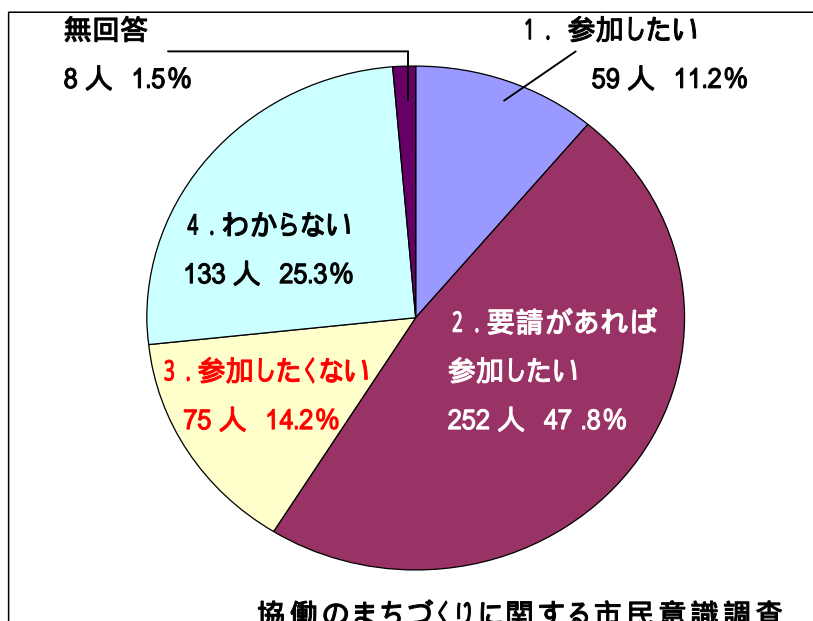
平成18年1月に行った「協働のまちづくりに関する市民意識調査(アンケート)資料編参照」からは、市政への関心は高いものの、どのように市政に参画したらよいか、何をしたらよいかということがはっきりしていない状況が見受けられます。

また、市政への参加(参画)意識を問う質問には、「要請があれば参加したい」が47.8%、「参加したい」の11.2%を大きく上回り、多くの人が自ら進んで積極的に参加していないという状況が見受けられます。

アンケートによる「協働」という言葉への理解度は、「知っている」と「聞いたことはある」という人を合わせると54.3%になりますが、情報源は大半が報道機関によるものであり、まだまだ市民自身の言葉になっていないようです。

協働のまちづくりを進めるために必要な情報、目的や課題の共有化が十分ではなく、市民が参加(参画)しやすい環境づくりに向け、自主的に参加を促す仕組みづくりが必要となっています。

Q. より良いまちづくりを行うために市政に参加(参画)したいですか？



2. 協働の担い手の現状と課題

阪神・淡路大震災では、ボランティアなどの機動性や多彩な活動が目立って、一方で 自治会などが持つ地域情報や、自治活動も改めて見直されました。

真庭市でも、地域の特性をよく見極めた独創的で、豊かなまちづくりを目指して、ボランティア団体・NPO法人などのテーマ型組織の立ち上げや、地縁による地域型組織を中心に自立した社会の構築を進める必要があります。

協働の担い手と期待される各組織の現状と課題を把握しておきます。

(1) テーマ(目的)型組織の現状と課題

テーマ型組織は、ある特定のテーマ・使命を遂行するために組織された団体で、NPO法人やボランティア団体などがあります。

・NPO法人

市内に主たる事務所を設けているNPO法人は、平成18年9月末現在で、9団体あり、福祉、まちづくりなどのNPO法人が主になっています。現状では、市内のNPO法人同士の交流の機会やネットワークづくりができていません。また、事務所や、活動に必要な事務機器などの整備も十分ではないNPO法人が多くあります。

法人として、経営感覚が重要視され、収益事業も行っていますが、自主財源に乏しい法人がほとんどで、目的や使命に賛同したボランティア(有償を含む)や、スタッフに支えられています。中間支援組織などから情報は多く入るものの、価値ある情報を見抜く力が今後ますます必要となってきます。

・ボランティア団体など

ボランティア団体は、市社会福祉協議会に登録されている団体が約60団体あります。財源は、行政の補助金などに依存しているケースが多く、自主財源に乏しい団体が多いようです。メンバーが固定され、新たな人材の確保が難しいことから、高齢化しているケースがあります。

市内のボランティア組織の活動分野としては、福祉活動中心の団体が多くなっています。また、NPO法人と比較して、情報量が少ない傾向にあります。ボランティア団体からNPO法人となっている事例もあり、活動目的はNPO法人とほぼ同じです。

・事業所や各種団体など

合併以前は、行政と農業協同組合、商工会、森林組合、観光協会などの団体と各種イベントや、事業を行うために連携が図られてきました。しかし、市の合併に伴い、商工会や農業協同組合、観光協会なども合併が進み、今までのような事業協力ができにくくなってきました。

その中で、全国的に「総合型地域スポーツクラブ」の設置が推進され、市内では「スポーツ・レクリエーション倶楽部くせ」として久世支局管内で運営されており、スポーツを通しての地域住民の出会いや交流の場として注目されています。現在は、市からの運営に対する補助を受けていますが、自主運営に向けて、会員の会費や、企業からの協賛金などで賄う組織経営に取り組んでいます。また、会員主導による企画・活動部会など自主・自立型の運営手法を取り入れています。

(2) 地域型組織の現状と課題

地域型組織は、居住する住民を中心とした地縁による組織で、地域を守ることや、住みよい地域環境を築くことを目的としています。

・自治会

市内には、約 8 7 0 の自治会があります。自治会は、地域環境や、コミュニティ活動の母体組織となるだけでなく、地域と行政とのパイプ役として重要な組織ですが、行政からの一方通行的な情報提供や、行政への依存体質もあり、住民自治の促進による自主・自立が大きな課題となっています。

自治会長、大字長、区長など地区のさまざまな役員は、男性が中心となる傾向があります。役員にかかる負担も大きく、1、2年で役員が交代するケースも多くみられ、地域活動のマンネリ化や停滞が心配されています。また、高齢者世帯のみや、2、3戸の自治会も見受けられるなど、枠組みの再編が課題となっている地域もあります。

「協働のまちづくりに関する市民意識調査」では、「地域活動の中心は自治会やコミュニティ協議会の活動として参加した」という人が多数を占めています。しかし、特技や特殊な技術を持っている隠れた人材がいても、自治会の活動で把握する場がほとんどなく、地域づくりには人材の育成と、隠れた人材の発掘が課題となっています。

・ コミュニティ協議会

地域活動の活性化などを図ることを目的に、活動拠点としてコミュニティハウス整備が行われました。その拠点整備をきっかけとして、市内にも次々とコミュニティ協議会が立ち上がっています。名称は違ってもコミュニティ協議会にほぼ近い団体を含めると、相当な数になります。

コミュニティ協議会の活動がほとんど行われずに、形だけになっている協議会と、活発に活動を継続している協議会と、二極化が進んでいます。若い年代とのかかわりが少なく、中心メンバーの高齢化が進み、立ち上げ当時とメンバーがあまり変わらないために、組織の再編、活性化が課題となっています。

テーマ型組織と地域型組織の比較

	テーマ型組織	地域型組織
活動目的	特定の願いをかなえるため	地域を守り、住みよい地域環境をつくること
活動エリア	地域に関係なく、場合によっては市外でも	居住地
構成員	組織の考えに共感した人	地区住民
参加姿勢	積極的、自主的（組織との考え方が違つとやめてしまう）	自発的（みんながやるから仕方なくという面もある）
意志決定	理事会やスタッフ会議（役員などの意向を強く反映する）	総会など（全員一致が原則）
主な財源	会費、寄付金、市の補助金・委託料など（NPO法人か、ボランティア団体かでは異なる）	各戸からの負担金、その他（市の補助金）
情報収集	市役所、関係機関（ボランティアセンターなど）から入る	市からの文書や広報紙などに特定され、欲しい情報があまり入らない
行動原理	自由、多様、個別	公平、自治、調和

3 . 協働の事例

(1) 真庭市の協働の事例について

市民へのアンケート結果からも、まだ、協働という言葉が、市民に浸透していないことが分かります。しかし、すでに協働して事業を行っているケースがいくつかあります。その一例をご紹介します。

- ・「安全・安心の防犯と防災のまちづくり」:住民、行政、企業、学校などが協働で子どもの安全パトロールや、自動車にパトロール用ステッカーを貼り、地域の防犯活動を実施しています。また、危険箇所の点検や防災訓練などを実施し、自主防災機能の向上を図っている地区もあります。



月田地区の子どもの見守り活動

- ・「河川・道路清掃」:真庭市環境衛生連合協議会の地区活動として、市民に呼びかけて支局ごとに河川清掃や、道路清掃を行っています。ボランティア保険などで行政が活動を支援しているケースもあります。
- ・「国・県・市道の草刈り」:県のアダプト事業のように、行政が保険の加入手続きをして、草刈りの用具代などを若干負担しているケースもあります。
- ・「子ども会の資源ごみの回収」:地域の子ども会(親子など)が、リサイクル品の回収を行う活動に対して、行政が補助金を出しているケースがあります。
- ・「高齢者の支援活動」:地域の高齢者の健康づくりや弁当づくりなど、社会福祉協議会との連携により福祉のむらづくり事業を実施している地区があります。

- ・「各地区のイベント」など:勝山のお雛まつり、エスパス野外ライブ、無火災まちづくり駅伝大会、露天風呂の日、美甘夏祭り、中和ふるさと祭り、おちあい夢まつり、北房コスモスまつり、蒜山高原マラソン全国大会など、市民と行政の協働でイベントを開催しています。



北房地区コスモス広場でのコスモスの種まき

- ・「子育て支援」:NPO法人やボランティア団体などと行政の協働により実施しているケースがあります。また、子育て支援施設などを拠点に、各種団体やボランティアなどと行政で子育て支援を行っているケースもあります。



NPO法人「サポートあい」の子育て支援活動

- ・「**水源地涵養事業**」:旭川の源流である蒜山にブナの森をつくり、水源地を養い育てようと、行政と市民が協働により、ブナの植樹を行っています。
- ・「**除雪作業**」:行政が国・県・市道の一部を行い、住民が市道の一部と地域周辺の雪かきをしています。主要幹線を行政が行い、住民が生活道などの除雪を行うなど、分担して作業を行っています。
- ・「**集落営農**」:農家、農協、行政（県・市）が協働で、集落内の農地や機械を有効に使い、地域農業を守るシステム（組織）づくりを行うことで、地域の活性化や農地保全などに貢献しています。

(2) 真庭市の事例(イベント)の中から紹介

勝山のお雛まつり(真庭市勝山)

「勝山のお雛まつり」は、勝山の町並み保存地区に暖簾^{のれん}をかける活動を進めていた「町並み保存事業を応援する会」に、土雛^{つちびな}人形作家の展示会を企画していた地区内の蔵元から、町並み保存地区や隣接する地区に「お雛さまを飾ろう」という呼びかけがきっかけとなり、旧勝山町、旧勝山町観光協会も加わった「勝山のお雛まつり実行委員会」が結成され、スタートしました。住民主体の実行委員会を行政が側面的に支援(駐車場の整理などの裏方)をする協働により、勝山のお雛まつりとして開催されてきました。このまつりは、町並み、お雛さま、住民の人柄、風土、歴史・文化の絶妙な組み合わせにより、期間中に3万人以上が訪れるイベントとして人気を博しています。地域住民が発起したお雛まつりは、歴史と伝統文化を残す地区の活性化手法の成功事例として、広く紹介されています。



各家庭にあるお雛さまを愛でる観光客

(3) 先進地の事例から紹介

生活環境整備を目的とするまちづくり(神戸市住吉台くるくるバス)

住吉台は、神戸市東灘区の北西に位置し、昭和40年代に六甲山南側山林の造成により開発された住宅地であり、急な坂道が多く、生活利便施設も少なく、高齢者などの交通手段の確保が大きな課題となっていました。そこで、バスが走っていない地区にバスを走らせようと、地域住民と複数のNPO法人が中心となって、「東灘交通市民会議」を立上げ、行政、バス事業者なども含めた、全国でもほとんど例のない多面的協働組織により、バスの本格運行を目指しました。住民のバス運行に対する熱意や、ねばり強い姿勢に、関係者も共感し、積極的に関わったことで、困難とされた「くるくるバス」の運行を実現させることができました。くるくるバスは、単なる交通手段の確保というだけではなく、新しい風を吹き込んで自治会同士のネットワークを誕生させ、福祉、防犯、子育てなどの連携につながるなど、地域づくりを大きく変えていくきっかけとなりました。



住吉台を走るくるくるバス

第4章 協働のまちづくり推進のための柱

1. 協働のまちづくり推進のための5本柱

協働のまちづくりを推進していくために、次の5つの柱を掲げています。

- (1) 市民活動の活性化
- (2) 住民自治の促進
- (3) 市民と行政のコミュニケーションの促進
- (4) 協働を推進するための市の体制づくり
- (5) 協働を実践する場づくり

(1) 市民活動の活性化

多様化する市民ニーズに応えるためには、行政だけではなく、※市民活動団体など多様な特性を持つものが、公共の担い手として期待されています。しかし、真庭市では市民活動団体などの数や、活動実績も少なく、まず市民活動団体を育成することで市民活動の活性化を図っていきます。

(2) 住民自治の促進

真庭市の地域づくりの基礎的な組織として、今までは自治会が中心的な役割を担ってきましたが、高齢化や過疎化などから十分に機能できなくなっています。地域組織には、「自分たちの地域は自分たちで守る」という主体的に地域づくりを行うことが求められており、今後は地域課題の把握と、その解決ができる自立した組織として期待されている「地域自主組織 P31参照」の支援や、地域リーダーの育成により、住民自治を促進し、地域の自立を促していきます。

(3) 市民と行政のコミュニケーションの促進

協働のまちづくりでは、市民と行政が地域の課題や、情報を共有することが大切です。また、お互いの責任と役割分担を明確にすることが不可欠です。そのため、話し合う場や、相談窓口を設け、市民の意見や課題を市政に反映させ、一緒に解決する手段を見出していきます。

(4) 協働を推進するための市の体制づくり

市民から地域づくりや、まちづくりなどの良い提案があっても、市が受け入

れる体制が整っていなければ、活かされることなく消えてしまうこととなります。そのため、協働のまちづくりに向けた市の体制づくりを進めていきます。また、行政だけが公共サービスを担うのではなく、NPO（市民活動団体など）が行うことで、より良いサービスが提供できることがあるかもしれません。実りある協働のまちづくりとするためにも、市の事業の見直しや、職員の意識改革を進めていきます。

（５）協働を実践する場づくり

協働を実践したくても、何が協働でできるのか、どのようなことを役割分担すれば良いのか分からないと事業が進みません。そこで、具体的に協働を体感できるように、実践の場を提供していき、事例やノウハウの共有をすることが必要です。

第5章 協働を実践していくために

1. 協働のまちづくりを推進するための施策

協働のまちづくり推進のための5本柱に沿って、具体的な施策を展開していきます。

(1) 市民活動の活性化

1) 市民活動団体の育成・活動支援を行います

協働の担い手と期待される市民活動団体ですが、協働の原則である自立した団体として協働ができる団体がまだ少ないのが現状です。そこで、社会貢献活動などができるように育成・支援を行い、市民活動団体の自立を促していきます。

2) 市民活動団体への出会いの場とネットワークづくりを支援します

専門知識を持った団体や個人がいても、単独では解決できない課題や問題もあります。他の専門知識を持った団体との出会いの場や、ネットワークがあれば解決できることもたくさんあります。そこで、市民活動に参加したい個人、市民活動団体同士の出会いや、ネットワークづくりの場として、ボランティア団体や、NPO法人などの交流の場を設けます。

3) 人材バンクの設置をします

市内には、専門知識や特技を持つ市民（個人）がたくさんいますが、把握することが難しく、地域活動や市民活動に活かされていないのが現状です。そこで、専門知識や特技を持つ市民（個人）を登録し、人材を必要としている地域や団体に紹介し、地域づくりやまちづくりを支援する仕組みを構築します。

(2) 住民自治の促進

1) 地域リーダーとなる人材を育成します

協働の担い手として、自立した組織であることは協働の条件となります。自立した組織として、地域を自主的に管理・運営するためには、地域リーダーの存在が必要不可欠です。地域リーダーには、地域の課題や、大勢の声をまとめる力が求められています。市では、人材を育てる講座などから地域リーダーとして、必要なことを学び、地域に還元できる人材を育成します。

2) 地域自主組織の育成と支援を行います

地域を主体とした地域自主組織は、協働の担い手として期待されています。新しく立ち上げたばかりの地域自主組織が多い中で、自立した組織となるよう

に支援していきます。市では地域自主組織などの自主的な活動を促すために、活動内容に応じた財政的な支援を行っていきます。

(3) 市民と行政のコミュニケーションの促進

1) 協働のまちづくりアドバイザーを設置します

窓口の明確化に伴い、地域や市民活動団体からの協働の相談の対応や、助言ができる「協働のまちづくりアドバイザー」が必要となります。協働アドバイザーを設置することで、市政を身近に感じ、協働のまちづくりを推進することができます。

2) 地域づくり委員会の充実を図ります

市民と行政の協働により地域づくりを行っていく場である「※地域づくり委員会」は、自由に議論ができなければなりません。地域づくり委員会は、課題などについて活発な討議ができるように分科会形式（ワークショップ）を用いるなど、住民の意見や課題を抽出しやすい環境づくりを進めていきます。また、委員会のあり方についても、参加者同士が協議を行うなど、住民と現実に見合った運営を行っていきます。

3) 中間支援組織の活性化を進めます

NPO が気軽に立ち寄り、情報収集や相談ができる「※中間支援組織」として、「真庭市ボランティア・市民活動センター」が設置されています。中間支援組織は、NPO と行政の中間に位置し、両者と連携を図り、NPO に必要な人材や機材の提供を行います。NPO の活動を支援する役割を持つ中間支援組織の活性化を進めます。

(4) 協働を推進するための市の体制づくり

1) 協働の相談窓口の明確化を進めます

市民が、協働のことでの相談や、市民活動などに対する相談をしたくても、市役所や社会福祉協議会など窓口がたくさんあり、どこに相談に行ったらよいのか明確になっていません。そこで、各支局または社会福祉協議会の支所のいずれかに窓口を設置し、市民へのワンストップサービスを実施することができるよう窓口の1本化を進めます。

2) 責任と役割を明確化していきます

協働を実践するためには、責任と役割分担を明確にしておかなければ、協働になりません。行政がすべきこと、市民がやるべきこと（民間でできること）、協働で一緒に行うべきことを整理し、協働のまちづくりを進めていきます。

3) 職員は地域組織（地域自主組織）の一員です

地域には専門的な知識を持った人がいますが、市職員も地域組織（地域自主

組織など)の一員として、地域活動などに積極的にかかわることで、地域の活性化の一翼を担います。

(5) 協働を実践する場づくり

1) 協働のまちづくり推進機関の設置を行います

「協働のまちづくり推進指針」を絵に描いた餅としないために、協働を実行していくことを目的とした推進機関を設置します。その機関により、協働の推進と、評価なども併せて行い、時代にあったより望ましい姿を追求していきます。

2) 協働モデル事業を実施します

行政を始めとして、市民にも協働についての認識は、まだ浅いのが現実です。そういった状況下で、多くの市民に協働についての理解を深めていただく取り組みとして、目に見えて、感じるができる「協働のモデル事業(仮称)」を実施していきます。

3) シンポジウムやミニフォーラムを開催します

協働のまちづくりを進めるために、いろんな事業に関心や理解を深めていただく「シンポジウム」や「ミニフォーラム」を開催します。これらを開催することで、積極的に情報を提供し、市民との対話の場を設けていきます。

2. 協働のモデル事業（案）

1) 公共交通の整備

公共交通の総合的な見直しを行い、新たに高齢者や児童・生徒など市民の移動手段である公共交通システムの再構築を目指します。地域の課題に応じた、市民生活に合った交通システムとなることが望まれますので、住民との協働による調査研究の実施や、運営などを検討し、生活交通手段の確保を進めていきます。

2) 地域防犯・防災対策の推進

高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれるケースが増加しており、市民1人ひとりの防犯意識を高める必要があります。そこで、地域との協働により、安全パトロールの実施などから防犯対策を進めます。

市内で多発している自然災害の発生地点を示した地域防災マップの作成や、危険箇所の点検、自主防災機能の充実など市民と一緒に、災害に強い安全・安心の地域づくりを進めます。

3) バイオマスタウン構想の推進

真庭市内に大量に存在する木質系資源をはじめとする農業系、事業系、食品系の多様なバイオマス資源の活用は、環境にやさしい循環型社会の形成や持続可能な地域産業の創出・発展につながります。市民との協働による資源循環型社会の形成に向けて、意識の高揚や、未利用バイオマス資源の活用ができる地域システムづくりを進めることができます。

4) 観光回廊 真庭の振興

多様化する観光客のニーズに応えるため、自然、歴史、文化などの豊かで多彩な観光資源の魅力を高め、ネットワーク化した「観光回廊 真庭」づくりを進めます。市民との協働による体験型などの観光を充実させることで、より真庭の魅力を感じていただくことができます。

※ここでのモデル事業は案であり、参考例として総合計画から抜粋しております。

3. 協働のまちづくりでの個々の役割

協働のまちづくりでは個々に担うべき役割があります。市民として、自治会として、……。協働のまちづくりの実現に向けて、それぞれに期待される役割を実行していきましょう。

(1) 市民の役割

- 自分たちの地域は、自分たちで守るという自治意識
- お互いが支え合う社会づくりに貢献
- 自発的な社会参加と地域社会貢献活動の実践
- 多様な市民のニーズの情報発信
- 自治活動や市民活動への理解
- まちづくりへの積極的な参加（参画）

(2) 自治会の役割

- 地域住民の課題の集約
- 地域住民のニーズの把握
- 地域課題の自主的な解決
- 住民相互のコミュニケーション
- 住民自治を充実させた地域自主組織への理解と基礎組織的な役割
- 地域課題と情報の発信機能

(3) 地域自主組織の役割

- 住民ニーズや、地域課題の把握の場
- 要望、陳情の団体ではなく、「自分たちの地域は、自分たちで守る」ことを前提に地域課題を解決するための政策提言・実行の場
- 性別や世代を超えて対等な立場で、個性と能力を発揮する場
- 住民自治を充実させた「自治的地域コミュニティ」の形成
- 自治会の育成及び市の方針などを地域づくりに反映させる
- 少子高齢化に対応した地域組織再編
- 地域間格差をなくすための活動の場
- テーマ型組織などとの連携による地域課題の解決
- 自立した組織として、行政と協働により地域づくりを担う

(4) 市民活動団体の役割

- 地域を越えた先進的かつ先駆的な活動

- 自立した組織として、まちづくりに貢献
- 機能や活動内容を充実させ、社会貢献活動を担う
- 地域自主組織など地域型組織との連携
- 個人の自己実現や社会参画のきっかけの場を提供

(5) 企業などの役割

- 地域の一員としての社会貢献活動（メセナ）
- 資金援助や豊富な人材（従業員など）などによる自治活動や市民活動への支援
- 専門的知識や情報を活かした地域型・テーマ型組織への支援

(6) 中間支援組織の役割

- 地域型組織やテーマ型組織の支援
- 市民活動団体などの活動拠点（人材、機材および場所の提供）
- 社会貢献活動などに対する連絡・調整・相談機関
- ボランティア活動などの講座開設
- 地域型・テーマ型組織相互の参加者の意見を引き出し、形にしていく役割
- 市民と行政のパイプ役

(7) 行政の果たすべき役割

- 協働のまちづくりを進めるために情報公開（開示）などによる行政情報の共有化
- 真庭市※行政改革大綱などに基づき、効率的な行政運営ができるような行政改革の実施
- 協働を推進するために、職員の意識や、協働のコーディネート能力の向上
- まちづくりへの目標に向かって、地域自主組織やNPOなどの活動のコーディネート及び下支え

4. 協働の効果

協働のまちづくりは、公共サービスの向上や、利便性の向上など、市民全体に大きな効果（利益）があります。

◆市民にとっての効果

協働をすることによって、公共サービスが身近となり、行政への関心が高まり、市民が市政に参画しやすくなります。

多様な経験や個性、特技などを持つ市民の活躍の場や、新しい雇用の機会が拡大します。

きめ細やかで柔軟な公共サービスを受けられるようになります。

◆市民活動団体などにとっての効果

自らの特性を活かしながら、使命や目的をより効果的に実現することができます。

行政と協働で取り組むことによって、新たな活動の場が広がります。

行政との協働により、自らの組織を見直す機会となり、責任ある体制でサービスを提供することができます。

◆行政にとっての効果

NPOなどの特性を活かすことで、市民の多様化、複雑化するニーズにきめ細かく対応できます。

行政にない発想や行動原理を持つNPOとの協働により、職員の意識改革など、行政の体質改善が進みます。

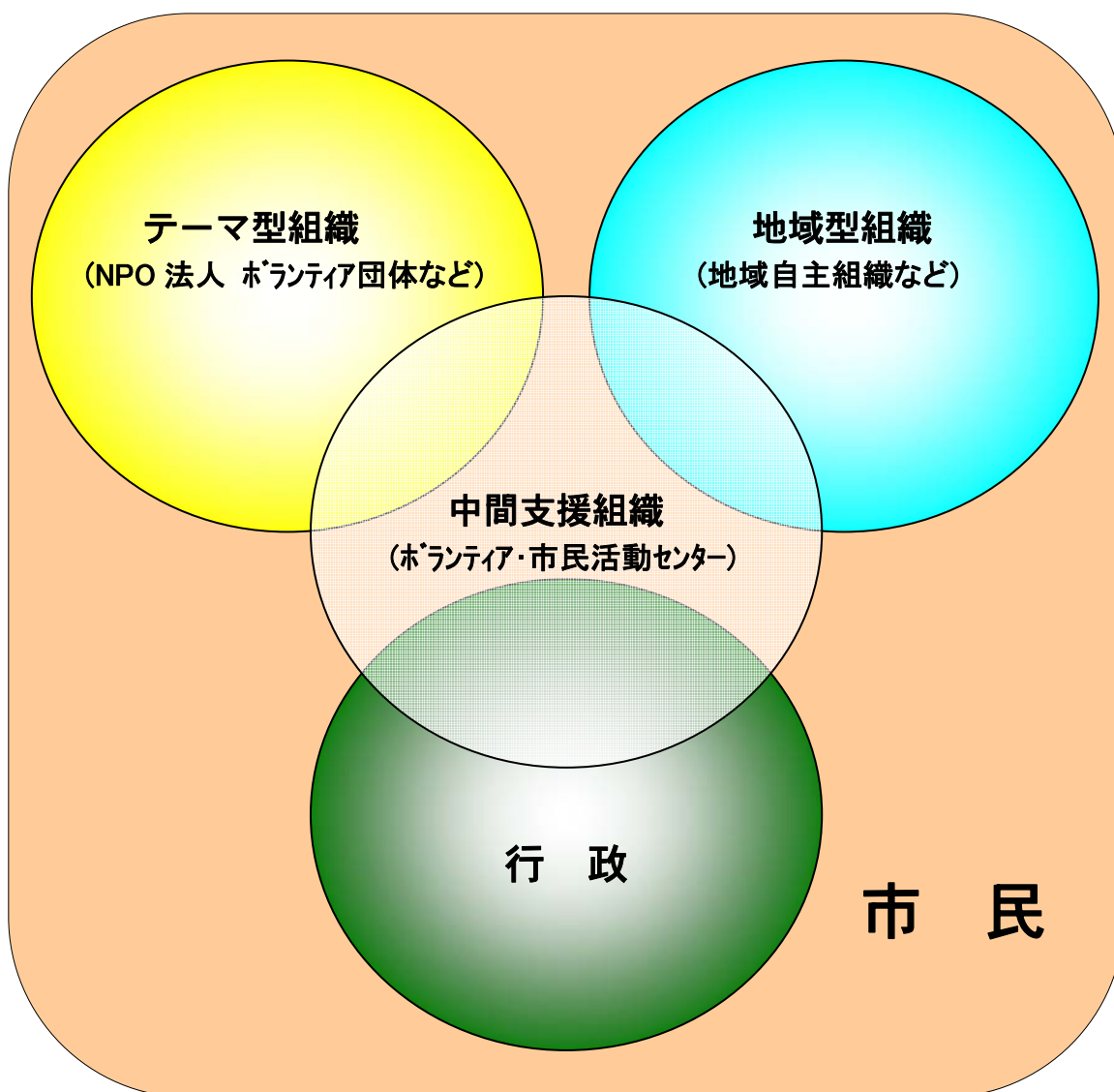
協働という視点による既存事業の見直しなどから、行政経営の効率化が図られます。

5. 中間支援組織を核とした連携・協働

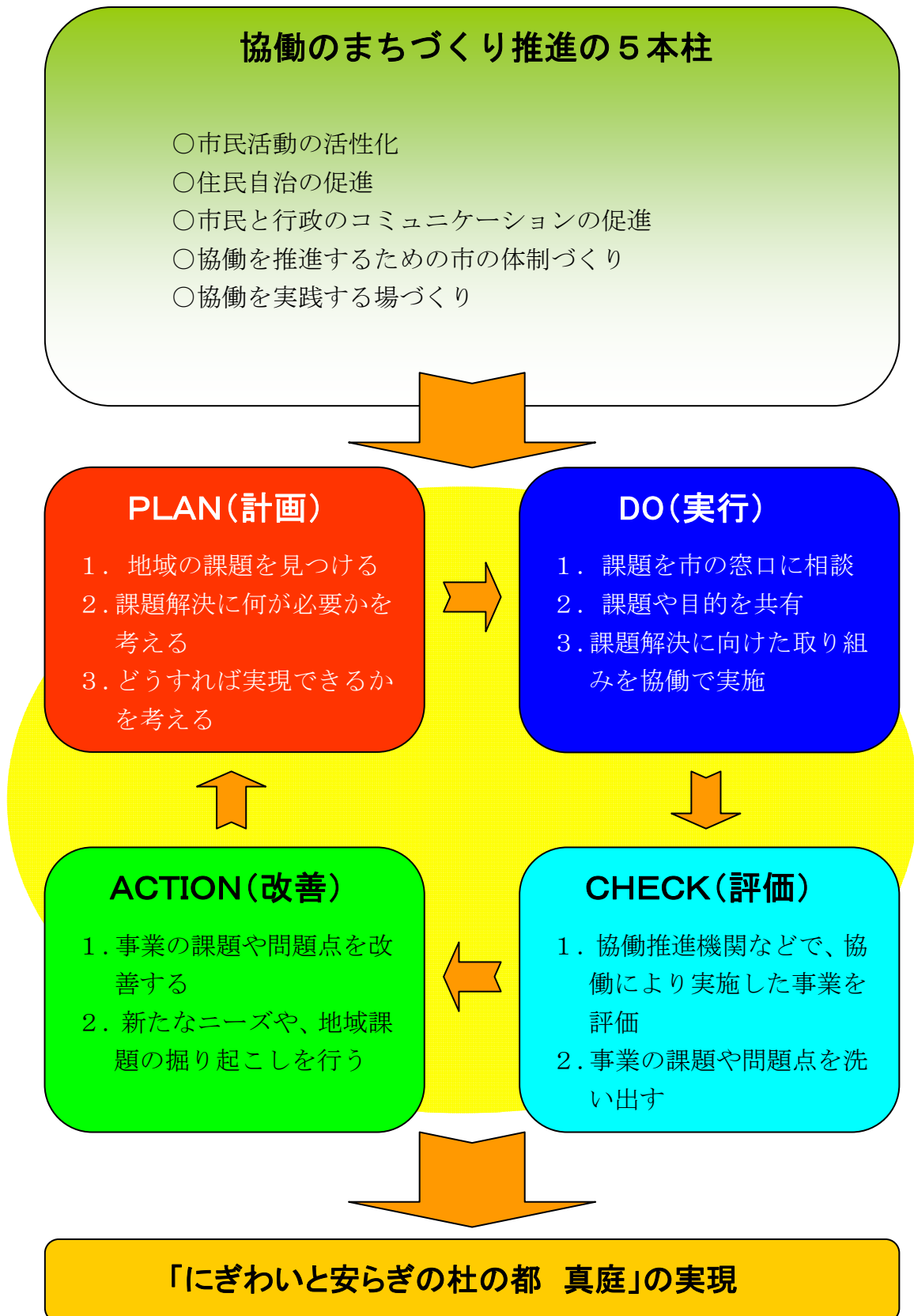
地域自主組織や自治会などを中心とした地域型組織や、ボランティア・NPO法人などのテーマ型組織や、行政関係者などが気軽に交流、連携できる「場」として期待される中間支援組織。ボランティアなど市民活動団体に関する情報発信や、多様な機能を備えた施設の提供などから自治活動や、市民活動を支援していきます。

市では、「真庭市ボランティア・市民活動センター」が設置されており、中間支援組織の役割を果たしていきます。

中間支援組織を核とした連携・協働のイメージ



6. 協働のまちづくり推進のためのサイクル



第6章 住民自治への枠組みづくり（補足）

1. 地域の自主・自立を図るための「地域自主組織」づくり

「市町村の合併の特例に関する法律」では、「地域審議会」や、「合併特例区」を置くことができるとされています。地方自治法でも、「地域自治区」を置くことができるとされていますが、真庭市では、このような市内分権を行うのではなく、一体感の醸成を最優先に考え、住民自身の手で地域づくりを行うための真庭市独自の組織づくりを進めていきます。

市では、自治会などを基礎とする地縁による地域型組織が、地域づくりの中心になると考えられますが、既存の自治会では、少子高齢化や、過疎化が進む中で、継続的に地域づくりを行っていくことが年々難しくなっています。

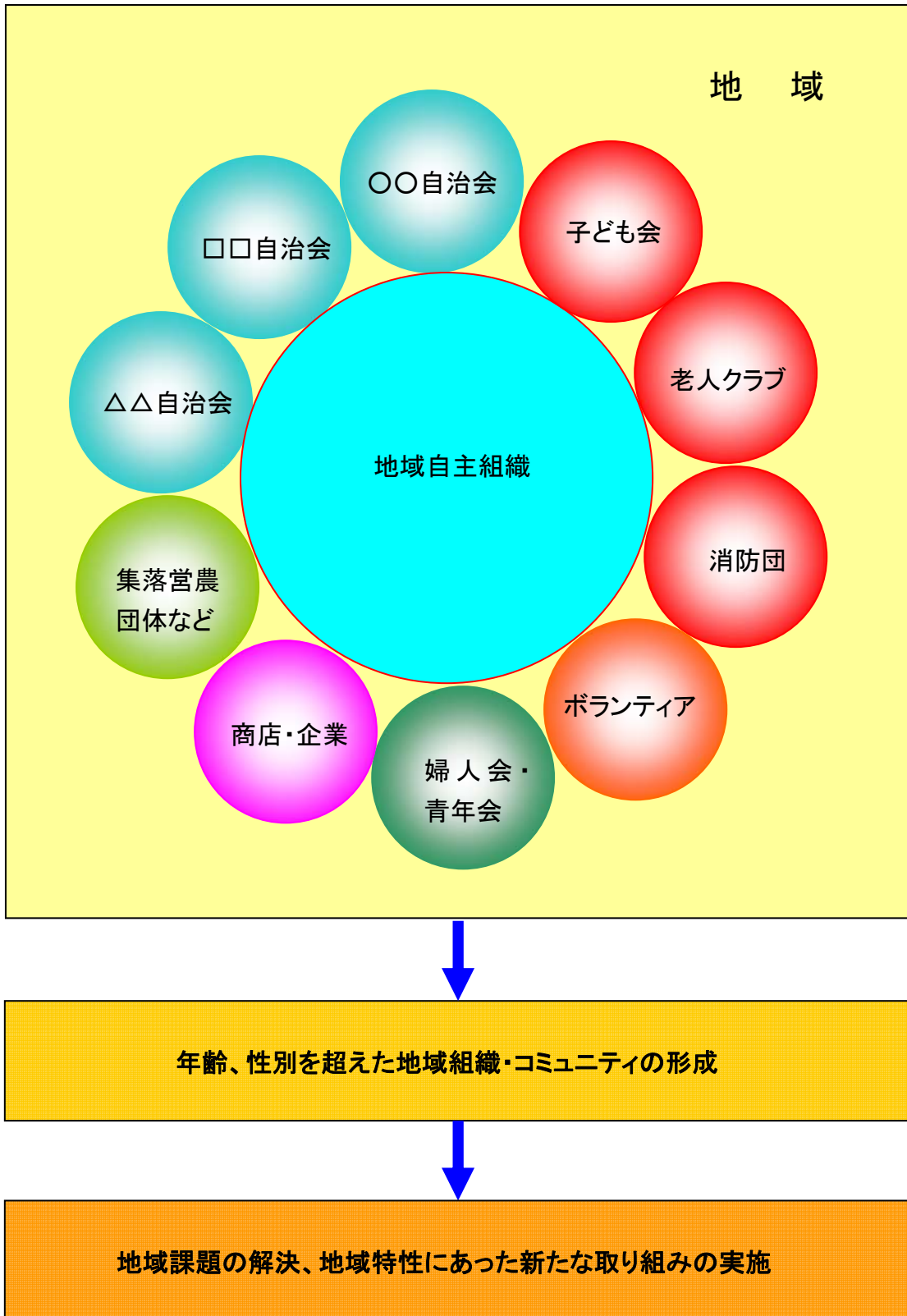
そこで、市では、あるエリアの中で、いくつかの自治会や各種団体（子ども会、老人クラブ、婦人会など）や、ボランティアなどが集まり、年代や性別を超えて地域の課題解決や、主体的に地域づくりを行うための自立した組織である「地域自主組織」づくりを推進しています。

地域自主組織は、地域の課題解決や、行政（真庭市）との協働による地域づくりの担い手として期待され、地域住民にとっては、地域自主組織を媒体として、住民が相互に課題を共有し、解決していく「場」が確保されることとなります。

また、地域自主組織の中で、多くの人材が確保され、いろいろな特技を持った人が活躍することで、活動が活発になり地域力が向上していきます。地域の課題や特性を把握し、自立した地域自主組織が多く現れることで、行政との協働の担い手も増えていきます。

多様性に富んだ地域自主組織との協働により、市全体を輝かせることを「協働のまちづくり」の理想としています。

地域自主組織のイメージ(参考例)



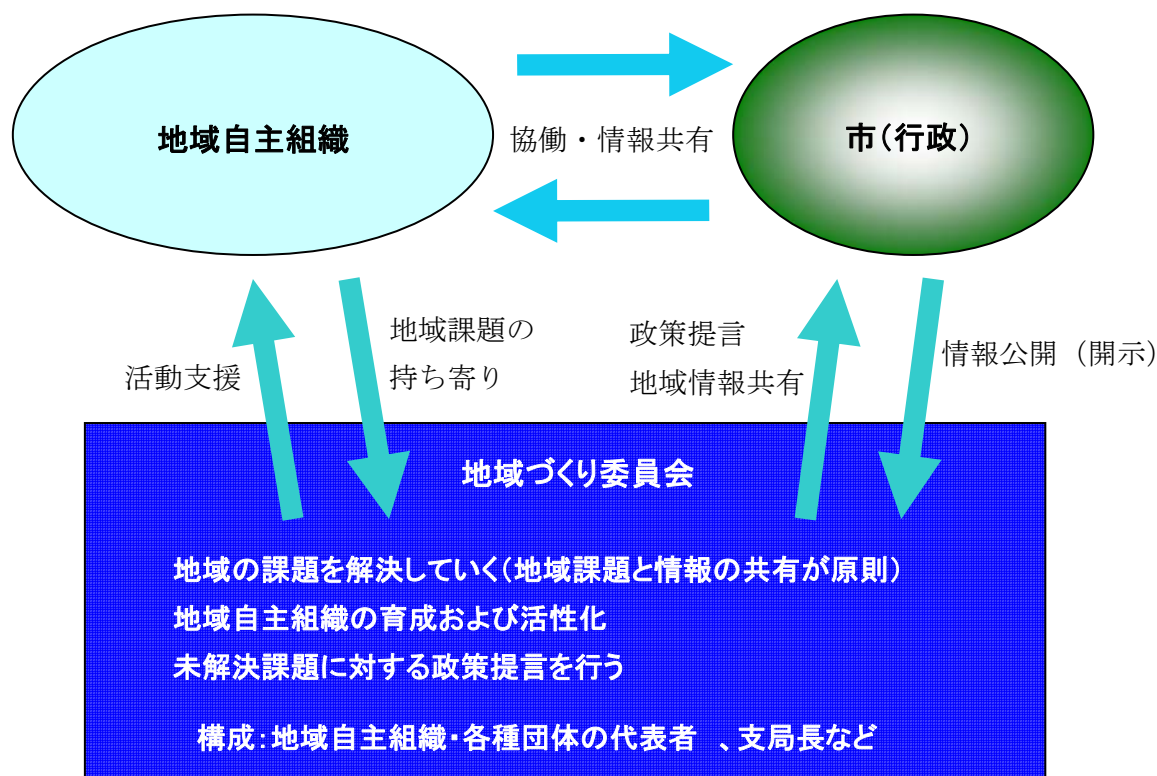
2. 地域と行政との連携による地域づくり

合併により行政区域が拡大して、地域住民の意見が反映されにくくなるといったことや、地域間格差が生じることが懸念され、旧9カ町村の実情にあわせて「地域づくり委員会」を設置することが条例で定められています。

地域では、地域自主組織を中心に地域の課題や住民の意向などを集約し、「地域づくり委員会」で行政などと地域課題の共有と情報の共有を行うことで、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進することができます。

地域づくり委員会では、地域の課題に対して、お互いに議論・協議し、地域と行政が役割分担し、課題解決を目指していく場としています。

地域づくり委員会のイメージ



3. 地域の課題解決に向けた取り組み

個人で解決できる課題は個人で、個人では解決できない課題はご近所同士で。ご近所同士で解決できない課題は地域で、地域で解決できない課題は、行政との協働や、地域コミュニティ同士で協働して解決していく相互扶助の精神が必要です。

住民から見た地域と行政との課題解決のイメージ

